



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
2月27日
第490号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

- 告 示
 - 道路区域の変更(道路保全課)..... 1
 - 道路の供用開始(道路保全課)..... 2
 - 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例第35条の5第1項の規定による滋賀県営住宅駐車場の使用料の額(住宅課)..... 2
- 公 告
 - 県営土地改良事業計画決定公告(耕地課)..... 3
 - 一般競争入札の公告(警察本部会計課)..... 3
- 健康福祉事務所告示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(南部)..... 5
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(南部)..... 5
- 人事委員会規則
 - ※職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則..... 5
- 病院事業庁規程
 - ※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正..... 6
- 病院事業庁公告
 - 一般競争入札の公告..... 6
 - 落札者決定の公告..... 9
- 正 誤
 - ※令和5年3月28日付け号外②滋賀県病院事業庁規程第2号中..... 10

告 示

滋賀県告示第55号

滋賀県道路公社が次のように道路の区域を変更したので道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和6年2月27日から令和6年3月12日まで滋賀県道路公社および滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-------|-----|-----------------|---------|------------------|-------|------------------|
| | | 区間 | 変更の前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
| | | 大津市真野二丁目字下川原154 | 変更後 | 最小 24.5m } | 75.0m | 道路拡幅工事に伴う道路区域の変更 |

| | | | | | | |
|----|------|-----------------------|-----|---------------------------------|-------|--|
| 国道 | 477号 | 番1地先から | | 最大 35.5m | | |
| | | 大津市真野二丁目字下川原157番1地先まで | 変更前 | 最小 21.8m く 最大 35.5m | 75.0m | |

滋賀県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月27日から令和6年3月12日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の年月日 | 備考 |
|--------|---|----------|----------|
| 栗見八日市線 | 東近江市福堂町字田之脇447番1地先から 東近江市乙女浜町字下浮1421番1地先まで | 令和6.2.29 | L=300.4m |

滋賀県告示第57号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）第35条の5第1項の規定により、令和6年度における滋賀県営住宅駐車場の使用料の額を次のとおり定めた。

令和6年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 県営住宅の所在地 | 団地名 | 駐車場区画種別 | 使用料の額 |
|------------|------|------------|-------|
| 大津市朝日が丘一丁目 | 朝日が丘 | A棟およびB棟 | 5,200 |
| | | B棟（軽自動車用） | 4,900 |
| 大津市朝日が丘二丁目 | | C棟およびD棟 | 4,900 |
| | | D棟（軽自動車用） | 3,800 |
| | | F棟、G棟およびH棟 | 5,200 |
| 大津市三大寺 | | 神領 | |
| 大津市一里山四丁目 | 一里山 | | 4,000 |
| 大津市栗林町 | 栗林 | | 3,200 |
| 大津市大平一丁目 | 石山 | | 2,000 |
| | | | 2,700 |
| 彦根市開出今町 | 開出今 | | 2,700 |
| | | (軽自動車用) | 2,000 |
| 彦根市八坂町 | 八坂 | | 2,500 |
| 長浜市新庄寺町 | 新庄寺 | | 2,500 |
| 長浜市新庄中町 | 北新 | | 2,700 |
| 長浜市殿町 | 殿町 | | 2,900 |
| 長浜市木之本町黒田 | 黒田 | | 1,600 |
| 近江八幡市西本郷町 | 西本郷 | | 3,300 |
| | | (軽自動車用) | 2,700 |
| 近江八幡市鷹飼町 | 鷹飼 | | 2,600 |
| 草津市木川町 | 陽ノ丘 | | 2,900 |
| 守山市播磨田町 | 久保 | | 1,900 |
| | | (軽自動車用) | 1,400 |
| 守山市石田町 | 石田 | | 2,400 |

| | | | |
|-----------|------|---------|-------|
| 栗東市川辺 | 川辺 | | 3,300 |
| 栗東市小平井一丁目 | 小平井 | | 3,800 |
| 甲賀市水口町水口 | 古城ヶ丘 | | 2,300 |
| | | (軽自動車用) | 2,100 |
| 甲賀市信楽町長野 | 信楽 | | 1,000 |
| 野洲市上屋 | 上屋 | | 2,400 |
| 湖南市岩根 | 田代ヶ池 | | 1,900 |
| 高島市今津町弘川 | 弘川 | | 1,800 |
| | | (軽自動車用) | 1,400 |
| 高島市今津町日置前 | 平ヶ崎 | | 1,300 |
| 高島市拝戸 | 拝戸 | | 600 |
| 東近江市尻無町 | 大森 | | 1,700 |

公 告

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営安曇川沿岸2期地区土地改良事業(かんがい排水事業)に係る土地改良事業計画を令和6年2月19日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営安曇川沿岸2期地区土地改良事業(かんがい排水事業)事業計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課および高島市農林水産部農村整備課
- 縦覧期間 令和6年2月27日から令和6年3月27日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和6年4月11日までに審査請求をすることができる。

一般競争入札の公告

電子地図データベースの使用許諾について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和6年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 入札に付する事項
 - 借入物品名および数量 電子地図データベース使用許諾 一式
 - 借入物品の仕様等 仕様書による。
 - 借入期間 令和6年4月1日(月)から令和8年3月31日(火)まで
 - 借入場所 仕様書による。
- 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。
 - ア 営業種目 大分類:物品 中分類:電子計算機・周辺機器
 - イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の受付に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書
 - (2) 提出期限 令和6年3月8日(金)午前9時から同月13日(水)午後3時まで
 - (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231
 - (2) 契約条項を示す期間 令和6年2月27日(火)から同年3月22日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月25日(月)の午前9時から午前11時まで
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (4) 入札説明会 行わない。
 - (5) 入札書の受領期限 令和6年3月25日(月)午前11時まで
 - (6) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。
 - イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
 - ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
 - (7) 開札の日時および場所 令和6年3月25日(月)午後1時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
 - (2) 入札金額は、総貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (4) 滋賀県議会の議決を要する契約にあつては、議決までの間は仮契約として、議決を得たときに契約が成立するものとする。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達

に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Electronic map database license, 1 set
- (2) Deadline for tender : 11 : 00, March 25, 2024
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年2月27日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上寿一

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|--------|----------------------------|----------|-------------------|----------------|---------|------------|
| ケア21守山 | 守山市勝部四丁目3-20 Bu-Bu-SUN203号 | 株式会社ケア21 | 大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号 | 居宅介護 重度訪問介護 | 令和6.3.1 | 2510700673 |

滋賀県南部健康福祉事務所告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年2月27日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上寿一

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 事業所番号 | 廃止年月日 |
|-----------|----------------|---------------|----------------|----------------|------------|----------|
| 介護サービスうさぎ | 守山市矢島町1349 | 有限会社介護サービスうさぎ | 守山市矢島町1349 | 居宅介護 重度訪問介護 | 2510700343 | 令和6.2.29 |
| アシストNico | 守山市古高町341-1-1F | 株式会社三ツ葉 | 守山市古高町341-1-1F | 居宅介護 重度訪問介護 | 2510700400 | 令和6.2.29 |

人事委員会規則

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第3号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則(昭和60年滋賀県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第6条のその職務と責任に特殊性があることまたは欠員の補充が困難であることにより同項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職は、人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第1号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。

令和6年2月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第7条に次の1号を加える。

(8) 特別災害応急対策等業務手当

第12条の3の次に次の1条を加える。

(特別災害応急対策等業務手当)

第12条の4 特別災害応急対策等業務手当は、職員が緊急の災害応急対策または災害復旧のため、令和6年能登半島地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域内において、次に掲げる業務のうち心身に著しい負担を与える業務に従事したときに支給する。

- (1) 被災した建築物の調査、検査等の業務
- (2) 災害の発生した箇所における災害状況の調査等の業務
- (3) 被災者の診療、看護、保健指導等の業務
- (4) 緊急援助物資の運搬、配給等の業務
- (5) 被災地で行うし尿処理の業務およびその支援
- (6) 避難所等の運営およびその支援
- (7) 避難所等で行う緊急援助物資等の管理業務
- (8) 被災地で行う情報収集、連絡調整等の業務
- (9) 被災地で行う要保護児童の調査、情報収集の業務
- (10) 前各号に掲げるもののほか、病院事業庁長がこれらに準ずると認める業務

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき840円(同項に規定する業務が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定に基づく避難のための立退きの指示に係る地域、同条第3項の規定に基づく緊急安全確保措置の指示に係る地域、同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域等で病院事業庁長が認めるもので行われた場合にあっては、1,680円)とする。

第13条中「および第5号」を「、第5号および第8号」に改める。

付則第23項第1号中「9,800円」を「12,000円」に改め、同項第2号中「1,500円」を「2,800円」に改める。

付 則

- 1 この規程は、令和6年2月27日から施行する。
- 2 この規程による改正後の滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(以下「新規程」という。)の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 3 新規程の規定を適用する場合においては、改正前の滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

病 院 事 業 庁 公 告

一般競争入札の公告

令和6年度上半期滋賀県病院事業庁特定医薬品単価基本契約について、次のとおり特定調達契約にかかる一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和6年2月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

- 1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度上半期滋賀県病院事業庁特定医薬品単価基本契約
 - (2) 内容等 入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
 - (3) 履行期限 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
 - (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県病院事業庁告示第2号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。
営業種目 大分類:物品 中分類:薬品類 小分類:医薬品 細分類:医療用薬品
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。
滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- (5) 医薬品卸売販売業の許可およびその他各種薬品を納品するために必要な免許、許可を有していること。
 - (6) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。
ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手續開始の申立てがなされている者
イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手續開始の申立てがなされている者
ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手續開始の申立てがなされている者
エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
オ 銀行取引停止処分がなされている者
- 3 入札参加に必要な資格を確認する申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、医薬品販売業許可証の写し、その他各種薬品を納品するために必要な免許証、許可証等の写し(麻薬、覚醒剤原料、毒物劇物等)
 - (2) 提出期限 令和6年3月21日(木)12時
 - (3) 提出場所 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5299
 - (4) 提出方法 紙の入札参加資格確認申請書を、3(3)に示す場所に、3(2)に示す提出期限までに、郵送または持参により提出するものとする。なお、記載する日付は、公告日から入札参加資格確認申請書の受領期限までの日付を記入すること。また、郵送により提出する場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により期限までに必着させなければならない。
 - (5) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者へ、令和6年3月25日(月)までに入札参加資格確認通知書を送付する。
 - (6) その他 必要な資料の作成および提出に関する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5299 F A X 077-582-5697 電子メール nb0002@pref.shiga.lg.jp
 - (2) 契約条項を示す期間 令和6年2月27日(火)から令和6年3月28日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時(3月28日(木)のみ9時30分)まで
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、4(1)に示す場所において交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku>)からダウンロードすることができる。郵送による交付は行わない。
 - (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
 - (5) 入札書の受領期限 令和6年3月28日(木)9時30分
 - (6) 開札の日時および場所 令和6年3月28日(木)10時 滋賀県病院事業庁経営管理課内
入札者は、開札に立会うことができる。なお、開札の事務作業に時間がかかるため、落札結果は後日連絡するので、開札に立会う必要はない。
- 5 質問および回答の方法

- (1) 質問方法 質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、4(1)に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
- (2) 質問期限 令和6年3月6日(水)12時
- (3) 回答方法 質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/nyuusatsu/>)に質問および回答の内容を掲載する。
- (4) 回答期日 令和6年3月13日(水)12時を目途に回答する。

6 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)によるものとする。
- (2) 入札書は、4(1)に示す場所に、4(5)の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記しなければならない。郵送により提出する場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により期限までに必着させなければならない(入札書と別紙明細書を、入札者印で割印をすること)。
- (3) 公示価格・薬価に変更がある場合は、入札日時点の公示価格・薬価に対して入札金額を見積もること。また、その場合は、提出する入札書の公示価格・薬価欄を赤字で訂正すること。
- (4) 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を除いた金額を入札書に記載すること。なお、円未満の数値は記載しないこと。記載があった場合は、円未満の数値を切り捨てた数値が契約希望金額とみなす。このとき、入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだうえで、単価を記入すること。
- (5) 入札単価記載欄が空欄の品目、または入札単価記載欄に「0(ゼロ)」と記載された品目については、辞退したものとみなす。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

- (1) この入札に参加する者に必要な資格があると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 単品ごとに落札者の決定を行い、品目ごとの単価基本契約を締結する。

10 契約書の作成の要否 要

11 郵便等による入札の可否 可

郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から(再度の入札以降は前回入札の開札日から)入札書受領期限までの日付を記入すること。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 支払条件

- (1) 前金払および部分払は、行わない。
- (2) 契約締結後、支払の際は、契約単価(消費税および地方消費税を除く。)に基づき算出された購入額に、消費税および地方消費税の額を合算した額を、契約事業者に対して支払うこととする。

14 その他必要事項

- (1) 予定数量について 別紙明細書の購入見込数量は、推計であり、単価基本契約を締結しても、必ずしも契約期間中の発注を保証するものではない。
- (2) 代理人の入札 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、委任状の代理人欄に押印したものと同一印を押印すること。
- (3) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) くじによる落札者の決定 同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。また、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

- (5) 書換え等の禁止 一度提出した入札書は書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。
- (6) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。
- (7) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (8) 契約の締結に当たっては、滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の基本理念にのっとり、契約の相手方が排除対象者でないことの誓約書の提出を求め、また排除対象者であることが判明した場合は契約を締結せず、契約締結後は契約の解除を行うので留意すること。
- (9) 同等品による入札については、認めない。
- (10) その他詳細は、入札説明書等による。

15 Summary

- (1) Nature of the products to be purchased: Medicines at Shiga General Hospital
- (2) Application submission deadline: 12:00, March 21, 2024
- (3) Bid submission deadline: 09:30, March 28, 2024
- (4) For further information, contact: Management and Administration Division, Hospital Operation Agency, Shiga Prefectural Government, 5-4-30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga, 524-8524, Japan, TEL +81-77-582-5299

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和6年2月27日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 体外式結石破碎装置 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和5年12月7日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社増田医科器械滋賀支店 栗東市伊勢落730番地1
- 5 落札金額 51,590,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年11月6日(月)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和6年2月27日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 人工心肺装置 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和5年12月20日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社ダテ・メディカルサービス 京都府京都市伏見区竹田北三ツ杭町48
- 5 落札金額 57,178,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年11月17日(金)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和6年2月27日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 移動型外科用X線イメージ装置 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和5年12月21日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社増田医科器械滋賀支店 栗東市伊勢落730番地1
- 5 落札金額 70,936,800円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年11月14日(火)

正

誤

令和5年3月28日付け号外(2)滋賀県病院事業庁規程第2号中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|----------------------------|------------|
| 32 | 下から19 | 改正前の地方公務員法(以下「令和5年旧法」という。) | 改正前の地方公務員法 |